

第六次千葉県障害者計画の進捗状況(令和元年度)について

第六次千葉県障害者計画では、主要施策1「入所施設等から地域生活への移行の推進」から主要施策8「様々な視点から取り組むべき事項」まで、施策毎に数値目標と取組の方向性が設定されている。(再掲を含め数値目標：130、取組みの方向性：274を設定。)

令和元年度の数値目標に対する実績について、達成率により評価可能な105項目のうち、A評価(目標値の100%以上の達成率)は53項目、B評価(目標値の80%以上100%未満)は27項目であり、A評価とB評価の項目が76.1%となっている。

主要施策	数値 目標数	令和元年度状況					
		A	B	C	D	E	その他
1 入所施設等から地域生活への移行の推進	11	3	1	1			6
2 精神障害のある人の地域生活の推進	12	4	4		1		3
3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	12	5	3	2		1	1
4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	24	14	2		1	3	4
5 障害のある人の相談支援体制の充実	13	2	1	3	1		6
6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	23	10	7	5			1
7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	12	2	3	2	1		4
8 様々な視点から取り組むべき事項	23	13	6	2	1	1	
計	130	53	27	15	5	5	25
達成率により評価可能な数値目標数(割合%)	105	50.4%	25.7%	14.3%	4.8%	4.8%	

A+B= 76.1%

数値目標の達成状況評価	A……………目標値の100%以上の達成率
	B……………目標値の80%以上100%未満の達成率
	C……………目標値の60%以上80%未満の達成率
	D……………目標値の30%以上60%未満の達成率
	E……………目標値の30%未満の達成率
	その他………調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画 主要施策管理表

令和元年度

主要施策	1 入所施設等から地域生活への移行の推進
------	----------------------

総合計画から

◇障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホーム等の拡充を図るとともに、日中活動の場の充実を図ります。

◇強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

◇障害のある人の中には単身での生活をしたいというニーズがあるため、グループホームのサテライト型住居の設置・活用など様々な支援に取り組みます。

◇千葉県袖ヶ浦福祉センターについては、県立施設として被虐待児童のシェルター機能や強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たすとともに、支援の在り方を大規模集団ケアから少人数を対象としたきめ細かなケアに転換するため、利用者の地域への移行を進めます。

基本施策

- (1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- (4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
- (5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用
- (6) 県立施設のあり方

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
30	11	4			1		6
1		3	1	1			6
2							

主要施策の取組状況等

令和元年度	【取組結果】 (1)・3箇所のグループホームに対して整備補助を行い、量的拡充を図りました。 ・利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者の運営相談支援を行いました (2)・重症心身障害者を受け入れることができる短期入所事業所3箇所と、日中活動の場3箇所の整備補助を行いました。・放課後等デイサービス事業所1箇所に整備補助を行いました。 (3)・重度訪問介護従業者養成研修や同行援護従業者養成研修など、各種研修を実施しました。・障害のある人の所得保障については、必要な施策について検討を行い、国に要望しました。 (4)・障害者グループホーム等支援事業を活用し、入居希望者や入居を支援する機関(計画相談支援事業所・市町村等)に対する支援を行い、地域移行の推進を図りました。・重症心身障害者や強度行動障害者を受け入れることができる短期入所事業所に対し、補助を行いました。 (5)・地域生活支援拠点を予定している施設3箇所に対し、施設整備補助を行いました。・事業者に対し、地域生活支援拠点等に係る情報提供等を行うとともに、市町村会議等において、制度説明や先進取組事例の紹介を行いました。また、関係資料の配布や、設置を検討している市町村の問合せに対応するなど、設置の促進に努めました。 (6)・千葉県袖ヶ浦福祉センター検討会議の意見を取りまとめ、これまでの一極集中による支援ではなく、県内各地域の民間施設の活用を含めた支援の仕組みを構築する方向性を提言いただきました。・「千葉リハビリテーションセンター施設整備検討会議」で検討を重ね、施設整備に係る基本計画を策定しました。
令和2年度	【取組結果への対応】 (1)・一層の地域移行を図るため、グループホームに対して整備補助を行うとともに、グループホーム等支援ワーカーの配置等により質的な充実を図ります。・グループホームに係るサービスの質の向上のため、家賃補助や研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーにより運営相談支援を行います。 (2)・医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。・家族等のニーズに応えるため、放課後等デイサービス事業所の整備補助等により、量的拡充に努めます。 (3)・引き続き、同様の研修を実施し、ホームヘルパー等の支援の質の向上に努め、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めます。・各種の機会を通じ、障害のある人の所得保障について、国に対して要望していきます。 (4)・引き続き、障害者グループホーム等支援事業を活用し、入居希望者や支援機関への支援を行い、地域移行の促進を図ります。・補助事業を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めます。 (5)・引き続き、国庫補助制度を活用して地域生活支援拠点の整備等について補助を行い、量的・質的拡充に努めます。・引き続き、地域生活支援拠点の設置促進に係る市町村会議等を開催し、市町村における設置の支援に取り組みます。 (6)・千葉県袖ヶ浦福祉センター検討会議の意見を受け、重度の強度行動障害のある方を県全体で支える支援スキームの構築を図るとともに、センター利用者の地域への移行を推進します。・当該施設整備に係る基本計画に基づき、施設の建築・電気設備・基本設備の基本設計を進めていくとともに、医療機器・情報システム整備等の運営基本計画の策定も進めていきます。
最終年度の判定	

令和3年度	【第七次計画の方向】
-------	------------

※最終年度の判定: 目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=
「概ね進展が図られています。」
上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」

第六次千葉県障害者計画 主要施策管理表

令和元年度

主要施策	2 精神障害のある人の地域生活の推進
------	--------------------

総合計画から

◇精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにするためには、医療機関による退院支援や地域の福祉関係機関による地域生活支援の両面が必要であることから、保健、医療、福祉関係者による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

◇精神障害のある人の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる精神科病院を「千葉県精神障害者地域移行・地域定着病院」として認定し、精神科病院に長期入院している患者の退院を促進します。

◇精神障害のある人が、自立した生活を維持し、社会参加を支援するためのピアサポート体制を推進します。

基本施策

(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(2)精神科救急医療体制の充実

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
30	12	4	4			1	3
1		4	4		1		3
2							

主要施策の取組状況等

令和元年度	【主要施策の取組結果】 (1)精神障害者地域移行支援事業で構築された精神保健福祉圏域ごとのネットワークを生かし、新たに「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」を実施し、圏域ごとに代表者会議・実務者会議を開催しました。千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院について、要件を満たす精神科病院を認定し、公表しました。 (2)ピアサポートの推進については、引き続き、ピアサポート専門員養成研修を実施し、圏域ごとに開催される実務者会議等へピアサポーター等に参加していただくとともに、圏域毎のピアサポートの取組み内容について情報共有を図りました。 (3)全救急医療圏域における精神科救急基幹病院の設置、整備を目指しました。連絡調整会議、連携研修会、事務説明会等を開催し、各関係機関との連携を強化しました。身体合併症対応協力病院の登録について、関係者の集まる場において協力要請を行うとともに、各病院へ個別にアプローチしていきました。
令和2年度	【取組結果への対応】 (1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施し、圏域ごとに代表者会議・実務者会議を開催し、圏域ごとの課題やニーズに対応した事業を実施します。千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院について、要件を満たす精神科病院を認定し、公表します。 (2)ピアサポートの推進については、引き続き、ピアサポート専門員養成研修を実施し、圏域ごとに開催される実務者会議等へピアサポーター等に参加していただくとともに、圏域毎のピアサポートの取組み内容について情報共有を図ります。 (3)全救急医療圏域における精神科救急基幹病院の設置、整備を目指します。連絡調整会議、連携研修会、事務説明会等を開催し、各関係機関との連携を強化します。身体合併症対応協力病院の登録について、関係者の集まる場において協力要請を行うとともに、各病院へ個別にアプローチしていきます。
最終年度の判定	
令和3年度	【第七次計画の方向】

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」

「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝

「概ね進展が図られています。」

「上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」

第六次千葉県障害者計画 主要施策管理表

令和元年度

主要施策	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進
------	-----------------------------

総合計画から

◇「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「障害者条例」という。)に基づき、個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について、様々な立場の関係者が参加する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」で協議し障害のある人に優しい取組を応援していきます。

◇障害者条例及び障害者差別解消法の趣旨が県民に広く浸透するよう周知を行います。

◇障害者虐待防止法に基づき、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。

◇地域における相談支援体制を構築し、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。

◇障害の有無にかかわらず必要な情報のやりとりやコミュニケーションが行えるよう支援を行います。平成29年3月に見直した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に基づく配慮に努めるとともに広くガイドラインを周知します。

◇平成28年6月制定の「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に基づき、手話等の普及を促進するとともに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組みます。

◇障害のある人に関するマークの県民への周知と理解の促進に取り組みます。

基本施策

- (1) 障害のある人への理解の促進
- (2) 子どもたちへの福祉教育の推進
- (3) 地域における権利擁護体制の充実
- (4) 地域における相談支援体制の充実
- (5) 手話通訳等の人材育成
- (6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
30	12	5	3	2		1	1
1		5	3	2		1	1
2							

主要施策の取組状況等

令和元年度	【主要施策の取組結果】 (1) 障害者条例と障害者差別解消法を併せた広報・啓発活動を行いました。 (2) 福祉教育関係者を対象に福祉教育養成研修を開催し、学校や地域における福祉教育の推進を図りました。 (3) 障害者虐待においては、虐待防止研修の開催や虐待防止アドバイザーの派遣を通じて適切な対応や予防ができるように努めました。 (4) 相談支援事業に従事する職員に対しても障害者虐待に関する研修を実施しました。また、市町村が実施する研修会等に相談支援アドバイザーを派遣しました。 (5) 手話通訳等の人材育成については、手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座を実施し、育成に努めました。 (6) 必要な配慮の実践や取組への協力を求めるために、県・市町村・民間業者等に対して「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知を行いました。
-------	--

令和2年度	【取組結果への対応】 (1)障害のある人に対する差別をなくすため、障害者差別解消法と障害者条例を併せた広報・啓発活動を引き続き行っていきます。 (2)学校や地域に福祉教育を広めるため、引続き学校や団体の方々に受講していただくよう取り組んでまいります。 (3)障害者虐待防止法に基づき、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。 (4)今後も障害者虐待に関する研修等を行い、虐待の未然防止に努めていきます。 (5)今後も手話通訳者等の人材育成に取り組んでいきます。 (6)引き続き「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知・研修を実施します。
最終年度の判定	
令和3年度	【第七次計画の方向】

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝
「概ね進展が図られています。」
「上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」

第六次千葉県障害者計画 主要施策管理表

令和元年度

主要施策	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実
------	----------------------

総合計画から

◇障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。

◇医療的ケア児等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。

◇手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。

◇ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組めます。

◇放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図ります。

◇重症心身障害児(者)等が入院・入所する老朽化が進んだ千葉リハビリテーションセンターの整備の在り方について、引き続き検討します。

基本施策

- (1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- (2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (3) 地域における相談支援体制の充実
- (4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実
- (5) 障害のある子ども一人ひとりが十分に教育を受けられるための取組の充実

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
30	24	14	3		2	1	4
1		14	2		1	3	4
2							

主要施策の取組状況等

令和元年度	【取組結果】 (1) ライフサポートファイルの導入を市町村に働きかけ、新たに2市で導入されました。 (2) 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、短期入所事業所については、目標を上回る設置となりました。 (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を働きかけ、新たに1圏域での設置がありました。 (4) 特別支援学校のセンター的機能の活用、特別支援アドバイザーの派遣、高等学校における特別支援教育支援員の配置や専門家の派遣等を進め、一人一人の教育ニーズに応じた支援の充実を図りました。
令和2年度	【取組結果への対応】 (1) ライフサポートファイルの全市町村の導入に向け、市町村に働きかけるとともに活用方法についても検討していきたい。 (2) 放課後等デイサービス事業所については、サービス提供や運営体制等の自己評価の公表を求めています。 (3) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、モデルケースとして2市1圏域に、設置、運営のアドバイスをを行い、その結果を各市町村に周知していきます。 (4) 引き続き、特別支援学校のセンター的機能の活用、特別支援アドバイザーの派遣、高等学校における特別支援教育支援員の配置や専門家の派遣等を進め、一人一人の教育ニーズに応じた支援の充実を図っていきます。
最終年度の判定	
令和3年度	【第七次計画の方向】

※最終年度の判定: 目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」
 「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=「概ね進展が図られています。」
 「上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」

第六次千葉県障害者計画 主要施策管理表

令和元年度

主要施策	5 障害のある人の相談支援体制の充実
------	--------------------

総合計画から

◇障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会等などに対して、アドバイザーを派遣します。

◇総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の養成に係る各種の研修を行います。

◇地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについては、市町村にモデルを示し、その設置促進を支援します。

◇障害のある子どもに係る相談については、手帳や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる子どものための相談支援体制の充実を図ります。

基本施策

- (1) 地域における相談支援体制の充実
- (2) 地域における相談支援従事者研修の充実
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
30	13	4		1	2		6
1		2	1	3	1		6
2							

主要施策の取組状況等

令和元年度	【取組結果】 (1) 千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として研修等を実施するとともに、新たに発達障害地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化に努めました。 ・地域生活定着支援センターにおいて、地域の福祉関係機関と連携して、新規30人、累計261人の障害のある人を含む対象者の支援に取り組みました。 (1)(2) 基幹相談支援センターの設置を支援するため、先進事例や情報交換のための市町村説明会や、同センター等において地域の相談支援における中核的な役割を果たす人材を育成する主任相談支援専門員研修の指導者研修を実施しました。 ・相談支援体制の維持のため平成30年度報酬改定の効果を十分検証し、基本報酬額等について必要な改善を図るよう国に要望しました。 (3) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、61人を養成しました。
-------	---

令和2年度	【取組結果への対応】 (1) CASにおいて、市町村・事業所等に対して人材養成を目的とする研修等を行うとともに、発達障害者地域支援マネジャーを配置して市町村・事業所の支援・助言を行い、地域支援機能の強化に努めます。 ・矯正施設を出所した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。 (1)(2) 基幹相談支援センターの設置に向けて、市町村へ継続的な働きかけを行うとともに、主任相談支援専門員研修を実施し、地域において中核的な役割を担うことができる人材を養成します。 ・引き続き、国に対し十分な財政措置を講じるよう求めます (3) 引き続き、医療的ケア児等の支援をコーディネートする人材を養成する研修を実施するとともに、千葉県医療的ケア児等支援地域協議会等において、在宅支援のあり方について検討します。
最終年度の判定	
令和3年度	【第七次計画の方向】

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」

「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝

「概ね進展が図られています。」

「上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」

第六次千葉県障害者計画 主要施策管理表

令和元年度

主要施策	6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実
------	---------------------------

総合計画

◇障害者就労施設等は、障害のある人の経済的自立だけではなく、自己実現の場としても重要です。このため、障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害者福祉施設からの就労拡大をはじめとして、企業への支援や関係機関との連携などを含め、障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローなどの支援などを進めます。

◇具体的には、障害者優先調達推進法に基づき、県の調達方針を策定するとともに、官公庁による優先調達の促進に向けて、市町村や県の各機関の職員向けに、調達事例の紹介や、制度の説明会を開催するなど、取組を進めます。

◇また、工賃向上計画に基づく就労支援事業の強化のための支援を行い、工賃の向上を図ります。

◇さらに、障害者就労施設への発注の拡大に向け、企業や自治体等からの発注に対応する共同受注窓口や、県内の就労施設等の情報をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」等を通じて、受発注のマッチングを図っていきます。

基本施策

- (1) 就労支援・定着支援の体制強化
- (2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化
- (3) 障害のある人を雇用する企業等への支援
- (4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- (5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進
- (6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
30	23	14	4	3			2
1		10	7	5			1
2							

主要施策の取組状況等

令和元年度	【取組結果】 (1)について 障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関により、障害のある人への相談支援や職業訓練を行い、就労支援・定着支援体制の充実を図りました。また、就労定着支援促進事業により、関係機関のコーディネートを行い、就労定着支援事業実施の促進を図りました。 (2)(3)について 障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置し、生活支援員・企業支援員により、就職している障害のある人等への相談支援、企業の障害者雇用への理解促進に取り組みました。 (4)(5)について 就労を促進するための情報共有を目的とした会議等を開催し、関係機関の連携強化に係る課題を整理するとともに、千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、就労継続支援事業所に対する研修を実施し、工賃(賃金)向上に向けた支援を行いました。 (6)について 障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関等が連携して、障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう支援を行いました。
令和2年度	【取組結果への対応】 (1)について 引き続き、障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関により、障害のある人への相談支援や職業訓練を行い、就労支援・定着支援体制の充実を図ります。また、就労定着支援事業所等との連携強化に向け、労定着支援促進事業を実施します。 (2)(3)について 引き続き、障害者就業・生活支援センターを全ての障害保健福祉圏域に設置し、生活支援員・企業支援員により、就職している障害のある人等への相談支援、企業の障害者雇用への理解促進に取り組みます。 (4)(5)について 引き続き、就労を促進するための情報共有を目的とした会議等を開催し、関係機関の連携強化に係る課題を整理するとともに、千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、就労継続支援事業所に対する研修等を実施し、工賃(賃金)向上に向けた支援を行います。 (6)について 引き続き、障害者就業・生活支援センターをはじめとした支援機関等が連携して、障害のある人について、多様な働き方の選択が尊重されるよう支援を行います。
最終年度の判定	
平成33年度	【第七次計画の方向】

※最終年度の判定: 目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合=「進展が図られています。」

「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合=

「概ね進展が図られています。」

「上に記載以外の場合=「一部の進展にとどまっています。」

第六次千葉県障害者計画 主要施策管理表

令和元年度

主要施策	7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実
------	-------------------------

総合計画から

◇発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害のある人など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。

◇通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対しては、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。

◇ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。

◇特に本人や家族の負担が大きい重度の心身に障害のある人に対しては、市町村が実施する負担軽減のための医療費助成について、引き続き補助を行います。

基本施策

- (1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- (3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- (4) 重度・重複障害者等の負担の軽減
- (5) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
- (6) ひきこもりに関する支援の推進
- (7) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
30	12	5		2	1		4
1		2	3	2	1		4
2							

主要施策の取組状況等

令和元年度	【取組結果】 (1)・千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等に対し研修を行い、必要に応じて講師派遣を行いました。 (2)・強度行動障害者(児)を受入れた短期入所事業所3箇所、看護師を配置した短期入所事業所3箇所に県独自の補助金を交付することにより、身近な地域において重症心身障害者等が利用できる場の確保を図りました。 (3)・ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるように、また、比較的軽度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう市町村に働きかけるとともに、障害児等療育支援事業により訪問による相談及び療育指導を実施しました。 (4)・重度心身障害者(児)の医療費に係る本県の制度において、精神障害者への対象拡大を実施する方針で、引き続き実施主体である市町村との協議しました。 (5)・3箇所のグループホームに対して整備補助を行い、量的拡充を図りました。 (6)・「千葉県子ども・若者総合相談センター」において、ひきこもりに関する相談を受理し、必要な助言や専門支援機関の紹介を行いました。 (7)・保護観察所等の関係機関と連携し、地域生活定着支援センター開設後これまでに、障害のある人を含む対象者261人(元年度新規30人)の支援に取り組みました。
令和2年度	【取組結果への対応】 (1)・今後も市町村・事業所等に対し、人材養成を目的とした研修等を行っていきます。 (2)・引き続き、看護師を配置した短期入所事業所に補助金を交付することにより、重症心身障害者等が利用できる場の確保に努めます。 (3)・ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるように、また、比較的軽度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、引き続き、市町村に働きかけや障害児等療育支援事業を実施します。 (4)・重度心身障害者(児)の医療費に係る本県の制度において、精神障害者への対象拡大を実施する方針です。 (5)・引き続き、グループホームの整備補助等により、量的拡充に努めます。 (6)千葉県子ども・若者総合相談センターにおいて、電話相談、面接相談、若者を対象とした支援プログラムのほか、保護者向け勉強会等を実施します。また、ひきこもりを含め子ども・若者やその家族等からの様々な相談に対応し、専門機関の紹介を行います。 (7)・矯正施設を出所した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。
最終年度の判定	
令和3年度	【第七次計画の方向】

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝
「概ね進展が図られています。」
上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」

第六次千葉県障害者計画 主要施策管理表

令和元年度

主要施策

8 様々な視点から取り組むべき事項

(1)人材の確保・定着

障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、ホームヘルパー等の福祉職の養成・確保と医学的リハビリテーションに従事する医師の確保、理学療法士等のリハビリテーション専門職の充実や資質の向上に努めます。

(2)高齢期に向けた支援

高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制のあり方の検討状況を注視しながら検討を進めます。

(3)保健と医療に関する支援

障害は、人の一生を通じて様々な時期に発生します。家族や本人が障害の状況を正しく認識し、適切な医療サポートを受けることが重要となります。

また、障害のある人が地域で安心して暮らしていける社会づくりを進めるためには障害のある人に関する健康づくり・医療・福祉施策の総合的な連携体制の充実に取り組んでいくことが重要です。また、身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう地域リハビリテーション体制等の充実を図ります。

定期的に歯科健診を受けること又は歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、巡回歯科診療車による定期的な歯科健診・歯科保健指導を実施します。

総合難病相談支援センターおよび県内8箇所に設置した地域難病相談支援センターを拠点として、相談支援の実施、患者家族の交流促進、難病への理解促進等を図ります。

(4)スポーツと文化活動に対する支援

県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通じて、障害のある人のスポーツの普及に努めるとともに、障害のある人がスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。東京2020パラリンピック競技大会の開催に向けて、国のスポーツ行政の一元化も踏まえ、選手の育成強化に努めます。また、様々な機会を通じて指導者の資質の向上に努めます。身近な地域での文化芸術活動に親しむために、参加・発表の機会の確保と参加者の拡大に努めます。

障害のある人が、生涯にわたり教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、生涯学習を支援するための方策を講じていきます。

(5)住まいとまちづくりに関する支援

障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、鉄道駅、道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。

(6)暮らしの安全・安心に関する支援

障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防犯・防災対策の推進、悪質商法など消費者被害を防止するために、市町村、関係機関等と連携して障害のある人を地域で守る仕組みづくりを推進します。

(7)障害のある人に関するマーク・標識の周知

行政・民間団体等により設けられている各種の障害のある人に関するマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性を伝えると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものであり、これらのマークの県民への周知・普及と理解の促進を図ります。

(8)東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた共生社会の実現に寄与する様々な取り組み

東京2020オリンピック・パラリンピックは世界中から障害のある人もない人も集まり、また障害のある人たちが繰り広げる熱い闘いを目にすることができるチャンスであり、心のバリアフリーを推進し、共生社会の実現の絶好の機会であることから、改めて、現在の取組内容をまとめました。

基本施策

- (1) 人材の確保・定着
- (2) 高齢期に向けた支援
- (3) 保健と医療に関する支援
- (4) スポーツと文化活動に対する支援
- (5) 住まいとまちづくりに関する支援
- (6) 暮らしの安全・安心に関する支援
- (7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知
- (8) 東京2020オリンピック・パラリンピックを通じた共生社会の実現に寄与する様々な取り組み

数値目標の評価

(個)

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
30	23	13	8		2		
1		13	6	2	1	1	
2							

主要施策の取組状況等

令和元年度	【取組結果】 (1)・重度訪問介護従業者養成研修等、各種研修を実施しました。 ・障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援できるよう、国に対し必要な財源の確保を要望しました。 (2)・相談支援専門員が介護支援専門員等の他機関との連携を進められるよう相談支援従事者専門コース別研修において多機関連携をテーマにした研修を実施しました。 ・障害のある人の高齢化・重度化に対応できる地域生活支援拠点の整備3箇所の整備について補助を行いました。 (3)・総合難病相談支援センター及び県内8か所の地域難病相談支援センターを拠点とし、千葉市や地域関係機関と連携して、難病患者等の療養支援として、従来の相談支援事業に加え、就労支援やピアサポート事業を行いました。 ・千葉県リハビリテーション支援センターを県内1箇所、地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏毎に計9箇所設置しました。 (4)・障害者スポーツの認知度向上や競技人口増加を図るため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種競技体験会等に対し支援を行い、令和元年度は17競技69日程の体験会等を開催しました。 ・パラスポーツフェスタちば2020において千葉県障害者スポーツ交流大会を開催し、障害のある人、企業、大学が障害者スポーツを通じて交流を図りました。 (5)・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行いました。・県立高等学校の多機能型トイレについて、令和元年度は2校に整備しました。・福祉タクシー車両を導入するタクシー事業者に対して、車両110台の導入を支援しました。 (6)・避難行動要支援者名簿は県内全ての市町村で作成済となりました。市町村担当者会議やヒアリングを通じ、避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成の促進について働きかけました。 ・障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防署等の関係機関と連携し適切に実施されるよう周知啓発を行いました。 (7)ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めました。
-------	---

令和2年度	【取組結果への対応】 (1)・引き続き、同等以上の研修を実施しホームヘルパー等の人材養成、資質向上に努めます。 ・引き続き、現行制度の改善や必要な財源の確保を国へ要望します。 (2)・引き続き、関係機関の連携が進むよう、研修会の実施形態等について検討します。 ・引き続き、国庫補助制度を活用して地域生活支援拠点の整備等について補助を行い、量的・質的拡充に努めます。 (3)・今後も、総合難病相談支援センター及び県内8か所の地域難病相談支援センターを拠点とし、従来の相談支援事業に加え、就労支援やピアサポート事業を行うとともに、千葉市や地域関係機関と連携した支援対策を推進します。 ・引き続き、各広域支援センターの支援機能を補完する「ちば地域リハ・パートナー」の指定を実施し、今後とも関係機関と連携して、地域リハビリテーション支援体制の整備を進めていきます。 (4)・障害者スポーツの認知度の向上や競技人口の増加のため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種体験会等に対して支援を行います。 ・パラスポーツフェスタちば2020において障害者スポーツ対抗戦を実施し、障害のある人もない人も障害者スポーツを通じて交流を図ります。また、引き続き、競技用具の貸出を継続するとともに、市町村へコーディネーターの派遣を実施します。 (5)・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及啓発に取り組みます。・県立高等学校の多機能型トイレについては、障害のある生徒の入学・在籍状況に応じて整備します。・福祉タクシーの導入が促進されるよう、引き続きタクシー事業者に対する支援に努めます。 (6)・引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の作成の促進を働きかけます。 ・引き続き、施設の防火安全対策について関係機関と連携し、周知啓発を行います。 (7)引き続きストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めます。
最終年度の判定	
令和3年度	【第七次計画の方向】

※最終年度の判定：目標数に対するAの割合が7割以上に達した場合＝「進展が図られています。」
「進展が図られています。」に該当する場合を除きA+Bの割合が7割以上に達した場合＝
「概ね進展が図られています。」
上に記載以外の場合＝「一部の進展にとどまっています。」